

令和 5 年第 1 回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 1 月 30 日（月）午前 9 時 30 分～午前 9 時 48 分
- 2 開催場所 美唄市役所大会議室
- 3 出席委員 17 名

会長	19 番	今 田 邦 彦			
会長職務代理	18 番	畑 雄 二			
委員	1 番	澁 谷 英 昭	3 番	森 良 明	
	4 番	太 田 秀 樹	5 番	貞 廣 樹 良	
	6 番	鈴 木 孝 典	7 番	高 橋 修	
	8 番	吉 田 彰	9 番	長谷川 彰 徳	
	10 番	赤 澤 良 一	11 番	柏 葉 政 良	
	12 番	岩 間 秀 一	13 番	中 澤 裕 幸	
	14 番	齊 藤 良 平	16 番	田 中 政 幸	
	17 番	伊 藤 貢 三			

欠席委員（2 名） 2 番 白 木 義 一 14 番 齊 藤 良 平

- 4 説 明 員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第 1 会議録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般報告
 - 第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件
 - 第 5 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第 6 議案第 3 号 農用地の買入協議要請の件
 - 第 7 議案第 4 号 農地法第 52 条規定による賃借料情報提供の件
 - 第 8 議案第 5 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

令和5年第1回農業委員会総会

- 議長 　　ただいまより、令和5年第1回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 　　この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号2番白木義一委員、議席番号14番齊藤良平委員は都合により欠席いたします。
- 議長 　　つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、議席番号10番赤澤良一委員、11番柏葉政良委員を指名いたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ご異議なしと認めます。
よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
- 議長 　　つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします
ご質問ございませんか。
- 委員 　　（なしの声）
- 議長 　　ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。
- 議長 　　つぎに、日程の第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、高橋修委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。
少々お待ちください。
（高橋修委員　一時退席）
- 議長 　　事務局から番号1番について、説明を求めます。
山下次長　　ただいま議題となりました議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可の件番号1番について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていること

から、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第1号資料1番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。

(高橋 修委員 着席)

議 長

引き続き、番号2番の審議を行いますので、長谷川彰徳委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。

(長谷川 彰徳委員 一時退席)

議 長

引き続き、事務局から番号2番について、説明を求めます。

山下次長

ただいま議題となりました議案第1号番号2番について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第1号資料2番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号2番について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員

(なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。

議 長	(長谷川 彰徳委員 着席) 引き続き、番号 3 番の審議を行いますので、田中政幸委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
議 長 山下次長	(田中 政幸委員 一時退席) 引き続き、事務局から番号 3 番について、説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第 1 号番号 3 番について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第 1 号資料 3 番のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件、番号 3 番について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。よって原案のとおり許可することに決定をいたします。少々お待ちください。
議 長 山下次長	(田中 政幸委員 着席) 引き続き、事務局から番号 1 番～ 3 番以外について説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第 1 号番号 1 番～ 3 番以外について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に係る

	不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第1号資料4番～20番のとおりとなっております。
	以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番～3番以外について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって原案のとおり許可することに決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第5、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番～3番の審議を行いますので、吉田 彰委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。
	(吉田 彰委員 一時退席)
議 長	事務局から番号1～3番について、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番～3番についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は全て所有権移転です。
	(議案朗読省略)
	番号1番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、14ページ別添2調査書、番号2番～3番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、15ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第2号資料1番～3番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては1月30日を予定しております。
	以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番から3番について質疑を行います。

委員	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定をいたします。少々お待ちください。
	(吉田 彰委員 着席)
議長	引き続き、事務局から番号１番～３番以外について説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第２号、番号１番～３番以外についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は４番～１０番は所有権移転、１１番～１５番は賃借権設定です。
	(議案朗読省略)
	番号４番～５番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり１３ページ別添１調査書、番号６番～１１番・１３～１４番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、１４ページ別添２調査書、番号１２番・１５番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、１５ページ別添３調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第２号資料４番～１５番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては１月３０日を予定しております。以上で事務局からの説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号１番から３番以外について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。
議長	つぎに、日程の第６、議案第３号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました、議案第３号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農

		用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) 率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第3号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について 質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。
議	長	つぎに、日程の第7、議案第4号、農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
長谷川係長		ただいま議題となりました議案第4号農地法第52条の規定による賃借料情報提供の件について、ご説明いたします。農地法第52条の規定により下記のとおり賃借料情報を提供するため議決を求めるものです。なお、令和4年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、表のとおりとなっております。 (議案朗読省略) 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった、農地法第52条の規定による、賃借料情報提供の件について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。よって原案のとおり農地の実勢の賃借料情報について決定し、ホームページ等により情報提供いたします。
議	長	つぎに、日程の第8、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。畑職務代理者から説明いたします。
畑 職務代理者		ただいま議題となりました、議案第5号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、案文を朗読し提案理由の説明

		にかえさせていただきます。
		(決議案文朗読)
議	長	ただいま説明があった、農業委員会の法令遵守の申し合わせ
		決議について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって決議のとおり法令順守を徹底されるようお願いしま
		す。
議	長	以上をもちまして、第1回農業委員会総会は閉会いたします。